

中小企業の会計に関する指針

専門研究員 湯川 喜雄

1. はじめに

平成 17 年 8 月 3 日（予定）、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）の 4 団体から、「中小企業の会計に関する指針」（以下、「本指針」という。）が公表された。当委員会は、昨夏、「企業会計基準委員会の中期的な運営方針について」を公表し、基本方針として、「企業規模等に応じた会計基準の限定的な適用の在り方」を個別重点テーマの一つに掲げてきた経緯にあったことから、本年 3 月より他団体と共同で本指針の作成に関ってきた。

なお、本稿において意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめ申し添えておく。

2. 3 報告の統合による本指針の作成の経緯

本指針は、①中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」（平成 14 年 6 月）、②日本税理士会連合会「中小会社会計基準」（平成 14 年 12 月）、③日本公認会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（平成 15 年 6 月）の 3 つの報告を統合することを念頭に作成されたものである。

これらの報告は、電子媒体における決算公告が当時の商法改正で認められたことを機に、中小企業にとって商法上計算書類を作成するに際して斟酌することとされている「公正ナル会計慣行」（商法第 32 条第 2 項）とは何かを明らかにするための取り組みであった。それまで十分には明確ではなかったといわれる「公正なる会計慣行」を明らかにする試みであったという点で評価されるものであったが、一方で同様の報告が 3 つ存在することから混乱が生じるという指摘が各方面から多く寄せられたことや、将来第 4、第 5 の同様の報告が公表された場合には、混乱は一層深まることが危惧されたため、本年 3 月より統合に向けた作業が関係 4 団体により開始された。

検討の場としては、関係 4 団体により「『中小企業の会計』の統合に向けた検討委員会」が共同して設けられ、メンバーとしては、関係 4 団体代表者に加え、学識経験者が委員として審議に参加し、関係省庁である中小企業庁、金融庁、法務省がオブザーバーとして参加する形をとった。また、本指針の具体的な取りまとめ作業に関しては、同検討委員会の下に専門委員会が設けられた。本年 6 月には公開草案として広くコメントを求め、寄せられたコメントを検討した上で、8 月に公表に至ったものである。

3. 総論

本指針は、総論部分と各論部分から構成されており、総論部分は、さらに目的、対象、本指針の作成に当たっての方針及び留意事項から構成されている。

(1) 目的・対象

本指針の目的次の2つから構成されており、①本指針に拠り計算書類を作成することが推奨されるような、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すこと、②会社法施行後における会計参与設置会社が取締役と共同して計算書類を作成する際に、拠ることが適当な会計処理のあり方を示すことにある。すなわち、本指針はすべての中小企業にとっての努力目標と位置付けられるとともに、会計参与設置会社においては、最低限度、拠ることが適当とされるものと位置付けられている。そのため、本指針では、中小企業における実務を全て公正なる会計慣行として本指針で採り上げずに、一定の水準を保ったものとしている。また、本指針の対象は、いわゆる公認会計士監査を受けるために、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下「会計基準」という。）に従うことが求められる会社を除く株式会社であるとされている。その他、有限会社、合名会社又は合資会社に対しても、本指針の適用が推奨されている。その上で、本指針では、本指針の適用対象としているすべての会社を「中小企業」としている。

(2) 本指針の作成に当たっての方針

本指針の基本となる考え方が、この項において明らかにされている。本指針では、企業が提供する会計情報の役割には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割の2つが期待されるとの認識を示した上で、未公開会社である中小企業においても投資家との直接的な取引は少ないものの、資金調達先の多様化や取引先の拡大などといった業容拡大を志向する中小企業にとっては、公開会社同様に2つの会計情報の役割が求められることに変わりはないとの見方に立っている。そのような認識を踏まえた上で、基本的に取引の経済実態が同じであれば、同じ会計処理となるように一つの会計基準を適用するべきであるとしている。

一方で投資家との直接的な取引が少ないという中小企業の特徴を考慮し、投資家の意思決定支援機能を重視する会計基準を一律に中小企業に適用することは、コスト・ベネフィットの観点から現実的とはいえない場合があるという見方も示している。コスト・ベネフィットの観点を考慮し、中小企業の規範として活用されやすいように、簡便な会計処理や、一定の場合には法人税に定める計算方法を会計処理に活用することが、本指針では認められている。ここで一定の場合とは、①会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められるときや、②会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がないと見込まれるときとされている。現実的に法人税法で定める会計処理に拠ることが多い中小企業の特性に配慮し、そのような会計処理を認めつつも、すべて認めるわけではないことが示されている。

さらに本指針では、経営者自らが会社の経営実態を正確に把握し、自社の経営管理目的に役立てることの意義が改めて明確にされている点が、大きな特徴である。これは、本指針に拠り計算書類を作ることは、外部の投資家やその他の利害関係者に対する会計情報の提供という点だけではなく、経営者自らの経営判断に際して役立つ会計情報を提供するこ

ととなる点を強調したものである。

(3) 本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項

本指針は網羅性よりも、主に中小企業において必要と考えられるものについて重点を置いて記載されているため、実際に本指針の適用に当たっては、本指針に具体的な会計処理の記載の無い項目について会計処理をする場合が想定される。その場合には、「本指針の作成に当たっての方針」に記載された基本的な考え方に立ち戻ることとしている。したがって、本指針に明確な記述がないという理由により、単純に法人税に定める計算方法等を会計処理に活用することは、本指針では念頭におかれていないことが確認されている。

また、本指針は、利用者の便宜のために各項目ごとに「要点」として本文のサマリーを示しているが、適用に際しては、「要点」の記述だけに拠るのではなく、本文の記述を参考にしなければならないことも確認されている。

4. 各論

中小企業において必要と考えられ、重点的に記載されている各論の項目は以下のとおりである。本稿では、すべての項目について言及せず、その中でも重要と考えられる項目について、検討する。

■金銭債権	■繰延資産	■資本・剰余金
■貸倒損失・貸倒引当金	■金銭債務	■収益・費用の計上
■有価証券	■引当金	■外貨建取引等
■棚卸資産	■退職給付債務・退職給付引当金	■計算書類の注記
■経過勘定等	■税金費用・税金債務	■後発事象
■固定資産	■税効果会計	■決算公告と貸借対照表及び損益計算書の例示

(1) 有価証券

有価証券は、保有目的の観点から、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券の4つに分類し、原則として、それぞれの分類に応じた評価を行うこととしており、基本的には「金融商品に係る会計基準」と同様の会計処理を求めているものと考えられる。その上で、本指針では、中小企業に対する配慮及び重要性を勘案した取扱いが示されている。

① 法人税法の規定に従った区分も認められること

本指針では、有価証券を分類する際に、法人税法に規定に従って分類することも

容認していることから、「短期売買有価証券」（短期売買目的で取得したものである旨を帳簿価額に記載した有価証券）なども売買目的有価証券に含めることができるとされている。

② 多額でない場合のその他有価証券の取得原価処理の容認

その他有価証券を保有していても、それが多額でない場合には、評価差額（税効果考慮後）を資本の部に計上することなく（全部資本直入法の場合）、取得原価により評価することも本指針では認めている。中小企業の場合、その他有価証券を多額に保有している場合は少ないと想定されることや、損益計算書における損益影響がないこと等により、かかる簡便的な処理が認められているものと考えられる。

③ 有価証券の減損処理

市場価格の有無を問わず有価証券を取得原価で貸借対照表に計上する場合であっても、時価の著しい下落など一定の要件に該当するときは、商法の定めにより減損処理が強制される点に留意することとしている。留意することとしているのは、本指針が定められたことにより中小企業に減損処理の適用が求められるものではなく、もともと商法で強制されている点を改めて確認したものと解される。

(2) 固定資産

① 規則的に減価償却を行うことの確認

固定資産の減価償却については、定率法、定額法その他の方法に従い、每期継続して規則的な償却を行い、減価償却の方法はみだりに変更してはならないこととしている。中小企業においては、法人税法に定める償却限度額内の任意の金額を減価償却費として計上し、利益の調整に利用する機会が多いといわれるが、本指針では、そのような利益調整を認めていない。こうした考え方は、上述した「本指針の作成に当たったの方針」の考え方から見て取れる。

ただし、実務上、減価償却費の具体的な計算、すなわち取得価額、残存価額、耐用年数に関しては、具体的な規定が会計基準において定められていないことや、本来、個々の企業が資産の性質等に応じて残存価額・耐用年数を合理的に決定すべきであるが、その計算に要する膨大な事務負担を考慮し、法人税法の規定による償却限度額をもって償却額とすることができるとしている。

② 利益処分方式による圧縮記帳

固定資産の圧縮記帳は、利益処分方式により行うが、国庫補助金、工事負担金等で取得した資産や、交換、収用等及び特定の資産の買換えで交換に準ずると認められる

ものにより取得した資産については、直接減額方式により圧縮記帳を行うことができるとしている

③ 固定資産の減損処理

予測できなかった著しい資産価値の下落があった際には、減損額を控除しなければならないこと、当該減損額は、減損損失として損益計算書の特別損失に計上することとしており、中小企業においても固定資産の減損会計処理を行うことが必要であるとされている。このような定めは、上述した「本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項」で示される基本的考え方と整合するものである。

しかしながら、減損損失の認識及びその額の算定に当たって、「固定資産の減損に係る会計基準」を中小企業へ適用することの技術的困難性等を勘案し、本指針では、資産の使用状況に大幅な変更があった場合に、減損の可能性について検討することとしている。

具体的には、固定資産としての機能を有していても将来使用の見込みが客観的にないこと又は固定資産の用途を転用したが採算が見込めないことのいずれかに該当した場合には減損の兆候があるものとみて、かつ、時価が著しく下落している場合には減損損失を認識するものとしている。なお、資産が相当期間遊休状態にあれば、通常、将来使用の見込みがないことと判断される。

(3) 退職給付債務・退職給付引当金

① 期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法の容認

中小企業においても「退職給付に係る会計基準」に基づき退職給付引当金を計上することが原則であることは示しつつも、コスト・ベネフィットの観点をより重視し、確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合は、退職給付制度における従業員数といった条件（300人以上か未満か）を課すことなく、原則として簡便的方法である退職給付に係る期末自己都合要支給額（100%）を退職給付債務とする方法を適用できるとしている。

② 適用時差異に関する特則

退職給付引当金を計上していない場合（合理的な理由なく期末要支給額の一定割合のみを引当計上している場合を含む。）、本指針を適用し、一時に期末要支給額の100%を引当計上処理することは、当該企業の財政状態及び経営成績に多大な影響を与える可能性が高いと想定される。そのため、本指針適用に伴い新たな会計処理の採用により生じる影響額（適用時差異）は、通常の会計処理とは区分して、本指

針適用後、10年以内の一定の年数又は従業員の平均残存勤務年数のいずれか短い年数にわたり定額法により費用処理することができるとしている。なお、この特則処理に拠る場合には、未償却の適用時差異の金額を注記することが求められる。

(4) 税効果会計

① 税効果会計の適用

税効果会計の適用はするものの、一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がない場合には、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができるという簡便的な定めが置かれている。

② 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産については、回収可能性があると判断できる金額を計上すること、また、回収可能性の判断は、収益力に基づく課税所得の十分性に基づいて、厳格かつ慎重に行わなければならないとしている。そのため、回収可能性の判断規準を掲げるとともに、図による回収可能性判断が、ここでは示されている。

5. おわりに

本指針は、現行商法・商法施行規則をベースに記述されていることから、いずれ適切な時期に会社法・会社法施行規則ベースに記述が改められるべく、関係4団体による改定作業が想定されており、当委員会も引き続き参画していく予定である。

なお、本指針の原文(本文及び公表文)は、関係4団体の各々のホームページに掲載されている。

(ゆかわ よしお)